

一般社団法人データ社会推進協議会定款

平成29年10月5日 作成
平成30年6月21日 改定
令和元年 5月24日 改定
令和2年12月18日 改定
令和3年3月12日 改定
令和3年6月23日 改定

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人データ社会推進協議会と称する。英語名称は”Data Society Alliance”とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、産官学の連携により分野を超えた公正、自由なデータ利活用による豊かな社会(「データ社会」という)を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) データ社会を実現する連携サービスの提供
- (2) データ社会に資する学術研究の推進
- (3) データ社会に資する産学官連携の推進
- (4) データ社会を支える関連事業者等の運用基準の策定
- (5) データ社会を支える技術基準の策定
- (6) データ社会を支える事業者等に対する認定制度の整備及び運用
- (7) データ社会活性化のためのデータ利活用の創出
- (8) データ社会を巡る法的課題や国際連携・標準化等に関する調査・研究・推進
- (9) データ社会に関連する関係省庁への政策提言及び関連団体との連携
- (10) 前各号に掲げるもののほか、データ社会の健全な成長のために必要な活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 贊助会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人の活動支援を表明する行政機関や非営利団体、有識者(個人) 等であり、理事会により特別会員として承認されたもの

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書より申し込み、代表理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

- 2 特別会員としての入会は、理事会が別に定める入会申込書より申し込み、理事会の承認を要する。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 特段の理由のある会員については、理事会の決定によりその年会費を減額又は免除することができる。
- 4 特別の費用を必要とするときは、社員総会の決議により臨時会費を徴収することができる。

(退社)

第8条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。なお、会員が退会する場合であってもその会員が第7条に基づき当法人に支払った経費、入会費及び会費の返金は行わない。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、

又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、その会員が正会員の場合は一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、賛助会員及び特別会員の場合は理事会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- (7)

(社員名簿)

第11条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社 員 総 会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、招集の通知については、書面の発出に代えて、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 当法人の正会員は社員総会の決議につき、当法人の定める電磁的方法により議決権を行使することができる。なお、この方法により行使した議決権の数は、社員総会に出席した正会員の議決権の数に参入する。

3 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、前項の議事録が電磁的記録をもって作成された場合における当該電磁的記録に記録された事項については、電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項で定める電子署名の要件を満たす措置を行わなければならない。

第4章 役 員

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
(2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。理事長は一般法人法の代表理事とする。
- 3 理事のうち 1 名を専務理事とすることができます。専務理事を選任した場合、理事長又は専務理事のうち、1 名は正会員（正会員が法人の場合はその社員又は役員もしくは使用人）である理事とする。
- 4 理事のうち、過半数は正会員（正会員が法人の場合はその社員又は役員もしくは使用人）である理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3 専務理事は理事長を補佐し、その業務を執行する。
4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がその業務執行を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第28条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理 事 会

(構成)

- 第29条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。
- (1)業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督
(3)代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた

順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、前項の議事録が電磁的記録をもって作成された場合における当該電磁的記録に記録された事項については、電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項で定める電子署名の要件を満たす措置を行わなければならない。

(運営規程)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、運営規程で定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から(翌年)3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供す

るものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が 次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剩余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剩余金の分配を行わない。

第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、一般社団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委 員 会

(委員会)

第44条 当法人は以下の委員会を設置する。なお、各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項、ならびに新たな委員会の設置、廃止は理事会の決議により別に定める。

- (1)運営委員会
- (2)利活用促進委員会
- (3)学術連携委員会
- (4)技術基準検討委員会
- (5)運用基準検討委員会
- (6)認定審査委員会
- (7)国際標準化推進委員会
- (8)外部連携委員会
- (9)実証実験推進委員会

第9章 事務局

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 理事のうち1名を事務局長とする。専務理事を選定した場合には、専務理事を事務局長とする。
- 4 重要な職員は、理事長（専務理事を選定した場合には専務理事）が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(規程等)

第46条 本定款を除く規程等の制定及び改廃は、理事会の決議で定める。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとす

る。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都港区北青山二丁目7番26号
エブリセンスジャパン株式会社

設立時社員 東京都渋谷区猿楽町9番8号 アーバンパーク代官山I 105号
株式会社日本データ取引所

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人設立のため、設立時社員エブリセンスジャパン株式会社外1名の定款作成代理人 司法書士 吉田浩之 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年10月5日

設立時社員 エブリセンスジャパン株式会社

設立時社員 株式会社日本データ取引所

定款作成代理人

東京都中野区中野四丁目4番11号
司法書士 吉田 浩之